

令和5年度一湊海水浴場売店設置及び運営に係る基本条件

この仕様書は、令和5年度一湊海水浴場売店設置者募集要項に付随する基本条件について定めるものです。

1 設置及び運営条件

- (1) 設置・運営期間は「令和5年度一湊海水浴場売店設置者募集要項」によるものとします。
- (2) 設置・運営場所は、観光まちづくり課が指定する場所とします（売店設置場所希望表を提出していただき、必要に応じて抽選会を実施します）。

2 遵守事項

- (1) 売店設置並びに営業に伴うすべての経費は事業者が負担してください。
- (2) 風紀を乱す物品（アルコール類を含む）を販売しないでください。
- (3) 売店の営業時間は午前9時から午後5時の間の任意の時間とします。
- (4) 売店を他の者に使用させ、または町の許可を得ずに使用目的を変更しないでください。
- (5) 店舗の内外は常に清潔にし、観光地としての景観を損なわないようにしてください。
- (6) 商品を常に適正な価格で販売してください。
- (7) 不衛生な飲食物及び破損または汚損した物品を販売しないでください。
- (8) 駐車場から売店設置場所間の車両の搬入・搬出にあたっては、周囲の通行者に注意し、ハザードランプを点滅させながら、最徐行で搬入・搬出してください。
なお、キッチンカー以外の売店設置に伴う車両の搬入については、開場時間内（午前9時から午後5時）は禁止とします。特別な事情がある場合は、観光まちづくり課へご連絡ください。
- (9) 売店営業期間は令和5年7月2日から令和5年8月31日までとし、期間中天候不良その他事由により一湊海水浴場を閉場する場合は、売店営業を行うことはできません。
- (10) 設置者は、問い合わせに対応するため、連絡先を明記してください。
- (11) 飲食物を販売する事業者は、食品衛生法に基づく営業許可を取得、営業時には「営業許可証」を貼付してください。

3 その他

その他、協議が必要な場合には、観光まちづくり課と協議を行ってください。